

福祉・介護人材確保緊急対策事業費補助金交付要綱

(キャリア形成訪問指導事業費補助金)

(趣旨)

第1条 知事は、福祉・介護人材の参入・定着を図る取り組みを推進するため、福祉・介護人材確保緊急対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「福祉・介護人材確保緊急対策事業」とは、次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 山梨県内に設置される社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「養成施設等」という。）が、「進路選択学生等支援事業実施要綱」（平成21年3月24日福保総第3267号）に基づき実施する進路選択学生等支援事業
- (2) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他知事が適当と認める団体（以下「社会福祉法人等」という。）及び養成施設等が、「潜在的有資格者等養成支援事業実施要綱」（平成21年3月24日福保総第3267号）に基づき実施する潜在的有資格者等養成支援事業
- (3) 社会福祉法第2条に規定される社会福祉事業を実施する民間の社会福祉施設、事業所等（以下、「施設、事業所等」という。）及び養成施設等が、「複数事業所連携事業実施要綱」（平成21年3月24日福保総第3267号）に基づき実施する複数事業所連携事業
- (4) 養成施設等及びその他知事が適当と認める団体が、「キャリア形成訪問指導事業実施要綱」（平成21年10月9日福保総第1874号）に基づき実施するキャリア形成訪問指導事業

(交付額の算定)

第3条 この補助金の交付額は、別表の第1欄の事業区分に掲げられた事業毎（「潜在的有資格者等養成支援事業」にあつては、第2欄に定める研修種別毎）、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る収入額（社会福祉法人等営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする養成施設等の長、社会福祉法人等の長及び施設、事業所等の長（以下「補助事業者という」。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、相当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条に規定する交付の条件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第6条第1号に基づく承認をした場合は、その承認した内容）に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

3 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 補助事業者が、知事の承認を受けて、取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

5 知事は、第2項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、当該補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月2日から施行し、平成21年10月9日から適用する。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
進路選択学生等支援事業	<p>1 養成施設等あたりの定員充足率（各年4月1日現在）に基づき、次に定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20%未満の場合 5,000千円以内 ・20%以上40%未満の場合 4,300千円以内 ・40%以上60%未満の場合 3,400千円以内 	<p>養成施設等が進路選択学生等支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、報酬、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費、光熱水費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、備品購入費</p>
潜在的有資格者等養成支援事業	<p>各研修種別ごと、次に定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜在的有資格者再就業支援研修 1回あたり780千円以内 ・高齢者等参画支援研修 1回あたり312千円以内 ・福祉・介護サービスチャレンジ教室 1回あたり156千円以内 ・障害者就労支援研修 1回あたり468千円以内 ・キャリアアップ支援研修 1回あたり468千円以内 ・その他人材確保に資する研修として知事が認めた研修 1日あたり156千円以内 ・養成施設等以外の会場を借り上げた場合の加算額 各研修1日あたり 185千円以内 	<p>潜在的有資格者等養成支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費、光熱水費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、備品購入費</p>
複数事業所連携事業	<p>1ユニットあたり次に定める額 694千円以内</p>	<p>複数事業所連携事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費、光熱水費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
キャリア形成訪問指導事業	1 養成施設等あたり 3,500千円以内	<p>キャリア形成訪問指導事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費、光熱水費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料</p>